

年金受給者は

「退職者医療制度」で受診を

◎10月1日から

国民健康保険の加入者で、長い間会社や役所に勤め、厚生年金保険や共済組合、般員保険などから年金をもらっている人とその家族は、七十歳になって老人保健に移るまで、退職者医療制度という新しい制度で医者にかかることになりました。

この制度は、今年の十月一日から実施されます。

◎該当者は届け出を

八月下旬に「退職被保険者」該当のお知らせを送り、九月初めまでには被扶養者の届け出も完了、十月一日実施に向けて準備作業を進めています。

退職被保険者の資格は、基本的には年金受給資格発生日より定められた期間内に、世帯主の届け出によって確認されます。退職被保険者のいる世帯の世帯主は、すぐに届け出を。

◎退職被保険者になる人

次の三つの条件にあてはまる人が、退職被保険者です。

(1)国民健康保険の加入者。

(2)次の七つの年金制度から老齢(退職)年金を受けている人、または四十歳以後の年金制度の加入期間が十年以上の通算老齢退職年金の支給を受けている人。

条件となる七つの年金制度

- ①厚生年金保険法②恩給法③船員保険法④国家公務員等共済組合法⑤地方公務員等共済組合法⑥私立学校職員共済組合法⑦農林漁業団体職員共済組合法

◎扶養家族

退職被保険者の扶養家族となる人は、国保の加入者であつて、退職被保険者と生活を共にし、主に退職被保険者の収入で生計を維持している次の方です。

- 退職被保険者の直系尊属 配偶者(内縁関係でもよい)及び三親等内の親族
- 配偶者(内縁関係でもよい)の父母及び連れ子(その配偶者の死亡した後の父母、連れ子で

もよい)

なお、退職被保険者本人が老人保健法の適用を受けるようになったとき、または死亡したときは、扶養家族の資格を失い、一般の国保被保険者となります。

◎扶養家族の届け出

扶養家族の届け出は世帯主が行います。届け書には必要に応じて、次の書類を添付します。

- 配偶者や十八歳未満の子(もしくは重度障害である子)以外の者は生計維持証明(場合に応じ家計状況の申立書など)
- 内縁関係の場合には、その事実を証明する書類。

◎資格の発生

退職被保険者となる日は年金の受給権の発生した日です。受給権が発生すると本人に、年金証書が送られてきます。証書を受け取つたら、十四日以内に世帯主は国保係に届け出なければなりません。

◎診療の受け方

(1)一部負担金 保険証(別項参考)を持参して

診療を受けます。そのとき、次のような一部負担金を医療機関に支払います。残りの医療費は退職被保険者制度が支払ってくれます。退職被保険者本人…医療費の二割

扶養家族…入院は医療費の三割 外来は医療費の二割

(2)特別療養費

退職被保険者の資格の発生した日から新しい保険証(または退職被保険者等証明書)を受け取るまでの間は、一般の国保の被保険者として診療を受けます。あとで世帯主から「特別療養費支給申請書」の提出があれば、一般の国保の被保険者として支払った一部負担金の差額(退職被保険者本人の場合及び扶養家族入院の場合の医療費一割)が払い戻されます。

やむを得ない理由で届け出が遅れた場合でも、その理由が認められれば払い戻されます。高額療養費をすでに受け取っている場合は、調整のうえ払い戻されます。

◎保険証

退職被保険者のための新しい保険証が発行されるべきですが、年度途中の実施のため、今年度は便宜上「退職被保険者等証明書」を交付します。

この証明書を使って診療を受ける場合は、今までの国保保険証も同時に持参しなければなりません。

◎保険料

退職被保険者の保険料は一般の国保被保険者の算定方式に準じて行われ、世帯単位に賦課されます。一つの世帯に一般の被保険者と退職被保険者がいる場合は、両方の合算額を世帯主に賦課します。

大正3年生まれの方

老人医療受給手続きを

大正3年8月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができましたので、医療保険証と印鑑を持って、市民課給付係まで手続きにおいでください。

【市民課給付係】

【市民課国保係】 ☎2111内線135 ※意見や質問をお寄せください。